

須賀川南部地区エリアプラットフォーム規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この当プラットフォームの名称を、須賀川南部地区エリアプラットフォーム（以下「本プラットフォーム」という。）とする。

(目的)

第2条 本プラットフォームは、須賀川市中心市街地の活力や魅力にあふれ持続的に発展するスマートなまちづくりの将来像を示す未来ビジョンを策定し、自立・自走型システムを構築して、未来ビジョンの実現を目指すことを目的とする。

(定義)

第3条 この規約において「自立・自走型システム」とは、株式会社テダソチマがまちづくり会社として中核的な役割を担い、本プラットフォームの会員、ファンが相互に連携し、それぞれが主体的かつ持続的にまちづくりに関与する体制をいう。

(活動内容)

第4条 本プラットフォームは、第2条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 未来ビジョンの策定及び改定
- (2) 未来ビジョンの普及活動
- (3) 未来ビジョンに即した具体的な活動の検討と実施

(活動年度)

第5条 本プラットフォームの活動年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第2章 組織

(種別)

第6条 本プラットフォームは、以下の会員、ファンにより組織する。

(1) 会員

未来ビジョン計画対象区域（以下「当区域」という。）において、以下のいずれかに該当する個人、法人又は団体で入会を希望する者

- ①まちづくり、暮らし、商い、学び等に関心のある者
- ②学識者
- ③行政
- ④その他、事務局が認める者

(2) ファン

須賀川のまちが好きで、本プラットフォームの活動を応援する個人、法人又は団体

(入会)

第7条 本プラットフォームに会員として入会を希望する者は、所定の入会申込書を事務局へ提出するものとする。

(会費)

第8条 会費（年会費）について原則無償とするが、会員、ファンは任意で活動資金を納付することができる

2 納付された会費は、理由の如何を問わず返還しない。

(資格喪失)

第9条 会員が次の号の一に該当する場合には、資格を喪失する。

- (1) 退会届を事務局に提出したとき。
- (2) 会員である法人又は団体が解散したとき。
- (3) 会員である法人又は団体が破産手続き開始の決定を受けたとき。
- (4) 会員である法人又は団体が第6条の要件を失ったとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 会員である法人又は団体の役員に暴力団等反社会的組織に属するものがあることが発覚したとき。

2 ファンが次の号の一に該当する場合には、資格を喪失する。

- (1) ファンである個人、法人又は団体に暴力団等反社会的組織に属するものがあることが発覚したとき。

(任意退会)

第10条 会員は、やむを得ない事由があるときは、事務局へ退会届を提出することができる。

2 退会の期日は、退会届の受理日とする。

(除名)

第11条 会員が、本プラットフォームの名誉を毀損し、若しくは本プラットフォームの目的に反するような行為をしたとき除名するものとする。

(会員の役割)

第12条 本プラットフォームが推進する当区域の価値向上に資する活動への参加は、経済的負担も含め、各会員の意思により参加可否を判断するものとする。

- 2 会員は、当区域の価値向上に資する活動に関する情報を知るに至った場合、または企画した場合には、事務局を通じ、会員に積極的に情報共有を図るものとする。
- 3 会員は、本プラットフォームに関わる活動について、可能な範囲で積極的に広報活動を行うものとする。ただし、有償の場合は都度事務局と協議する。

第3章 全体会議等

(開催)

第13条 活動年度に3～4回全体会議を開催する。

2 臨時全体会議は、会長又は会員が必要と認めた場合に開催する。

(構成)

第 14 条 全体会議は、会員、ファンをもって構成する。

(全体会議の役割)

第 15 条 全体会議の主な役割は、以下のものとする。

- (1) 活動実績の報告
- (2) 活動方針案の検討・報告
- (3) 会長、副会長、会計監査、事務局長の選任及び解任
- (4) 会員の除名
- (5) 本プラットフォーム規約のうち、重要な項目の変更
- (6) 本プラットフォームの解散
- (7) その他事務局会議において全体会議に付議すべきと判断された事項

(招集)

第 16 条 全体会議及び臨時全体会議は、会長が招集する。

- 2 全体会議の議長は、会長をもって充てる。

(全体会議事務)

第 17 条 全体会議の事務は、第 21 条以下に定める事務局がこれを所掌する。

第 4 章 役員等

(構成)

第 18 条 本プラットフォームに次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 1 名
- (3) 会計監査 2 名
- (4) 事務局長 1 名

(選任)

第 19 条 会長は、会員の中から互選する。

- 2 副会長、会計監査は、会員の中から会長が指名する。
- 3 事務局長は、事務局構成員から会長が指名する。
- 4 役員の任期は、原則 2 年とし、再任を妨げない。

(役員の役割)

第 20 条 会長は、本プラットフォームを代表し、運営を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 会計監査は、本プラットフォームの会計を監査する。
- 4 事務局長の役割は、第 23 条に示す。

第 5 章 事務局

(資格要件)

第 21 条 事務局構成員は、次号すべての要件を満たしていなければならない。

- (1) 会員のうち、本プラットフォームの目的達成のため、中核となって業務を

担当する部署や人員を備えていること。

- (2) 本プラットフォームの目的達成のため、主体的に活動に取り組む労力を惜しまず、場合によっては一定の経済的負担をする意思と能力を備えていること。

(構成員等)

第 22 条 本プラットフォーム設立から当面の間は、本プラットフォーム発起人である株式会社テダソチマ、須賀川市がこれを担当する。

(事務局の役割)

第 23 条 本プラットフォームの事務局及び事務局長は、全体会議を運営し、庶務等次の事項を掌るものとする。

- (1) 事務局及び事務局長は、本プラットフォームの目的達成に必要な庶務全般、企画立案、情報共有等を行う。
- (2) 事務局及び事務局長は、必要に応じ本プラットフォームの目的達成に必要な情報発信を行う。
- (3) 事務局内の役割分担については、事務局内での協議によりこれを決定する。
- (4) 事務局及び事務局長は、必要に応じ行政協議及び市への活動報告、提案等を行う。

(事務局会議)

第 24 条 事務局は本プラットフォームの運営事務、活動内容の企画立案等を行うため、適宜事務局会議を開催する。

- 2 事務局会議の事務は、株式会社テダソチマがこれを主務的に担い、他の事務局構成員はこれを補佐する。

第 6 章 その他

(その他)

第 25 条 この規約に定めのない事項については、会長が別に定める。

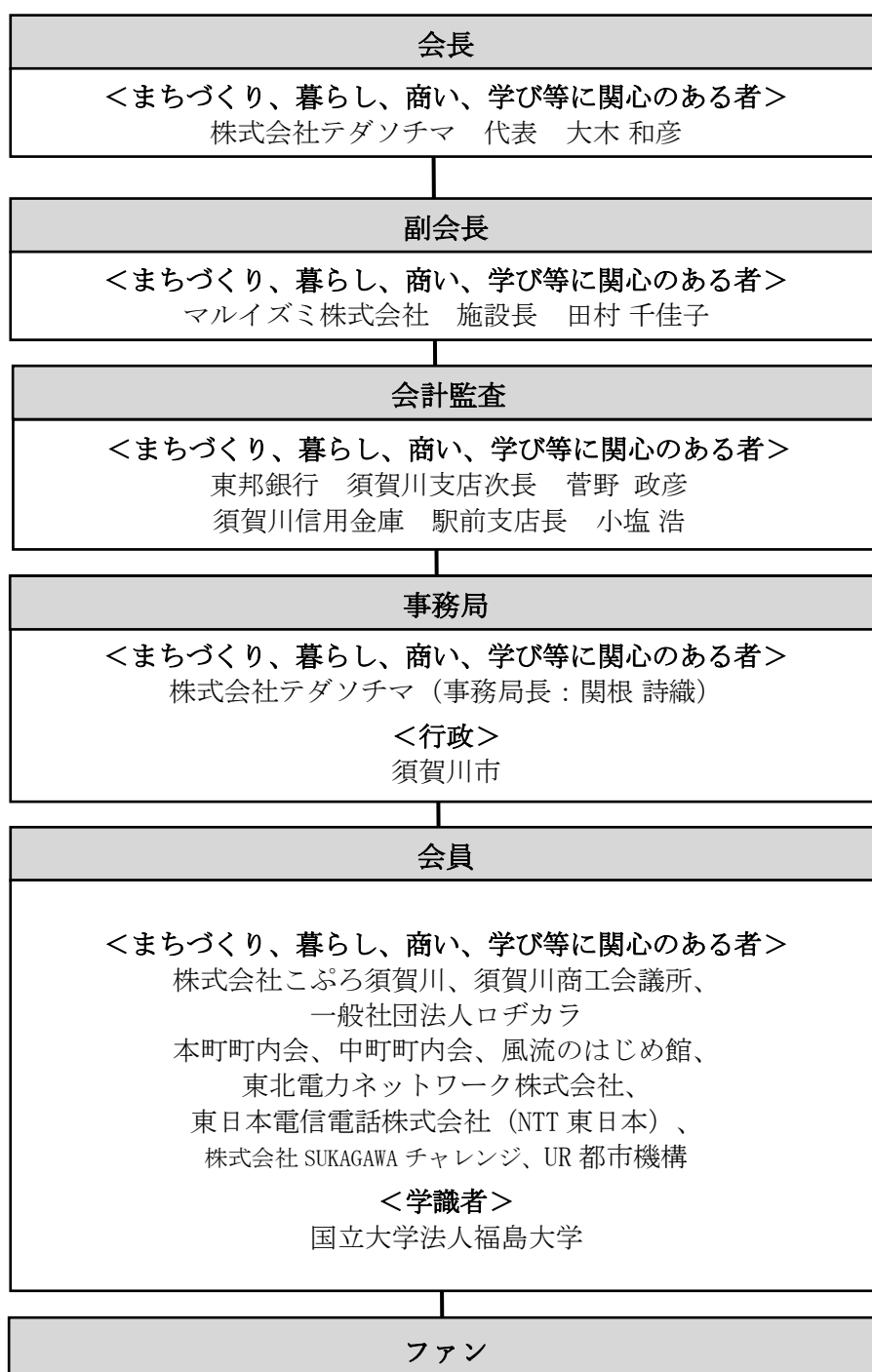
附則

- 1 この規約は、令和 3 年 1 月 25 日から施行する。
- 2 この改正規約は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

須賀川南部地区エリアプラットフォーム組織体制表（2025/7/1 改訂）

	規約	要件	全体会議	活動	会費(年会費)	情報	役割
会員	第6条 (1)	未来ビジョン計画対象区域において、以下に該当する個人、法人又は団体 ①まちづくり、暮らし、商い、学び等に関心のある者 ②学識者 ③行政 ④その他、事務局が認める者	参加可能	企画と実施等	会費(年会費) 無し	須賀川エリプラの活動情報等は、事務局からメールにてご案内	須賀川エリプラの活動における主体的な参画、費用負担（任意）
			事務局から全体会議開催についてメールにてご案内			団体名や団体の HP リンクなどを須賀川エリプラ HP に掲載	須賀川エリプラ HP の更新作業
ファン	第6条 (2)	須賀川のまちが好きで、エリプラの活動を応援する個人、法人又は団体	参加可能	応援とサポート等	会費(年会費) 無し	須賀川エリプラの活動情報等は、事務局からメール等にてご案内	須賀川エリプラの活動における費用寄附・運営支援（任意）
			事務局から全体会議開催についてメール等にてご案内			基本は団体情報について須賀川エリプラ HP への掲載は無し。年間5万円以上の活動資金を支払った場合は掲載	

須賀川南部地区エリアプラットフォーム組織図（2025/7/1 改訂）



須賀川南部地区エリアプラットフォーム名簿（2025/7/1 改訂）

種別		所属	代表者		
			役職	氏名	備考
役員	会長	株式会社 テダソチマ	代表取締役	大木 和彦	
	副会長	マルイズミ 株式会社	施設長	田村 千佳子	2024/6 から参画
	会計監査	東邦銀行	須賀川支店次長	菅野 政彦	前任者から引き継ぎ (2022/11 から参画)
		須賀川信用金庫	駅前支店長	小塩 浩	前任者から引き継ぎ (2025/3 から参画)
	事務局	株式会社 テダソチマ		関根 詩織	事務局長
		須賀川市	建設部都市計画課課長	星 雄幸	前任者から引き継ぎ (2025/4 から参画)
会員		株式会社 こぶろ須賀川	ウルトラ FM 事業部局長	柳沼 宏延	2021/11 から参画
		須賀川商工会議所	参事兼事業統括	小林 哲也	前任者から引き継ぎ (2025/4 から参画)
		一般社団法人 ロヂカラ	理事	大和田 卓	2025/4 から参画
		本町町内会	町内会長	安藤 健治	前任者から引き継ぎ (2022/4 から参画)
		中町町内会	地区住民	堀江 俊介	2021/11 から参画
		風流のはじめ館	館長	高橋 亜純	
		東北電力 ネットワーク株式会社	須賀川電力センター所長	難波 充	前任者から引き継ぎ (2025/7 から参画)
		東日本電信電話株式会社 (NTT 東日本)	福島支店 ビジネスイノベーション部 まちづくりコーディネート担当	高橋 未夏	前任者から引き継ぎ (2023/12 から参画)
		株式会社 SUKAGAWA チャレンジ	取締役	森川 悟	2025/4 から参画
		UR都市機構	東日本都市再生本部 まちづくり支援部 東北まちづくり支援事務所所長	亀山 守一	前任者から引き継ぎ (2023/6 から参画)
		国立大学法人 福島大学	経済経営学類 准教授	村上 早紀子	